



令和 7 年 6 月から職場における 熱中症対策を強化

01 熱中症



これは、職場における熱中症対策を強化するものです。厚生労働省のリーフレットで、その概要を確認しておきましょう！

夏場に屋外で作業を行う場合は、ほぼ、対象となることが想像できます。もう少し詳しい内容を説明したパンフレットも公表されていますので、確認しておきたいところです。この

労働安全衛生法 22 条には罰則が設けられており、同条の規定に違反した者は、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処することとされています。



02 年金

被用者保険の適用拡大 在職老齢年金の見直しなどを盛り込んだ年金制度改革法が成立！



主な改正項目

- I 公的年金制度の見直し
 1. 被用者保険の適用拡大
 2. 在職老齢年金制度の見直し
 3. 遺族年金の見直し
- II 私的年金制度の見直し
 1. 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限の引き上げ
 2. 企業年金の運用の見える化

主な改正の施工期日 厚生労働省 HP より



年金の受給権者・被保険者はもちろん、適用事業所（企業）にも影響を及ぼす改正規定が含まれており、非常に重要な改正となっています。今後の動向に注目です。動きがありましたら、改めてお伝えします。

うなかわ 税理士 社労士 事務所
 〒359-0023
 埼玉県所沢市東所沢和田 2 丁目 2 3-5-202
 TEL: 04-2941-2039/FAX: 04-2941-2040



お客様をつなぐ場
 弊社 HP でつながります！お客様同士が自由に閲覧して必要な方に必要な情報をお届けできるページです！ぜひ、ご活用ください！
 ←ココです！